



公益社団法人
全国老人保健施設協会

全老健会員さま向け

業務継続計画（BCP）策定支援研修

入門編

2022年3月

MS&ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ



本研修動画のねらい

BCPとはなにか、理解していただく
BCP作成の必要性を認識していただく



自施設のBCP策定に繋げていただく

本動画の内容

はじめに

1. 介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定
2. 老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

おわりに

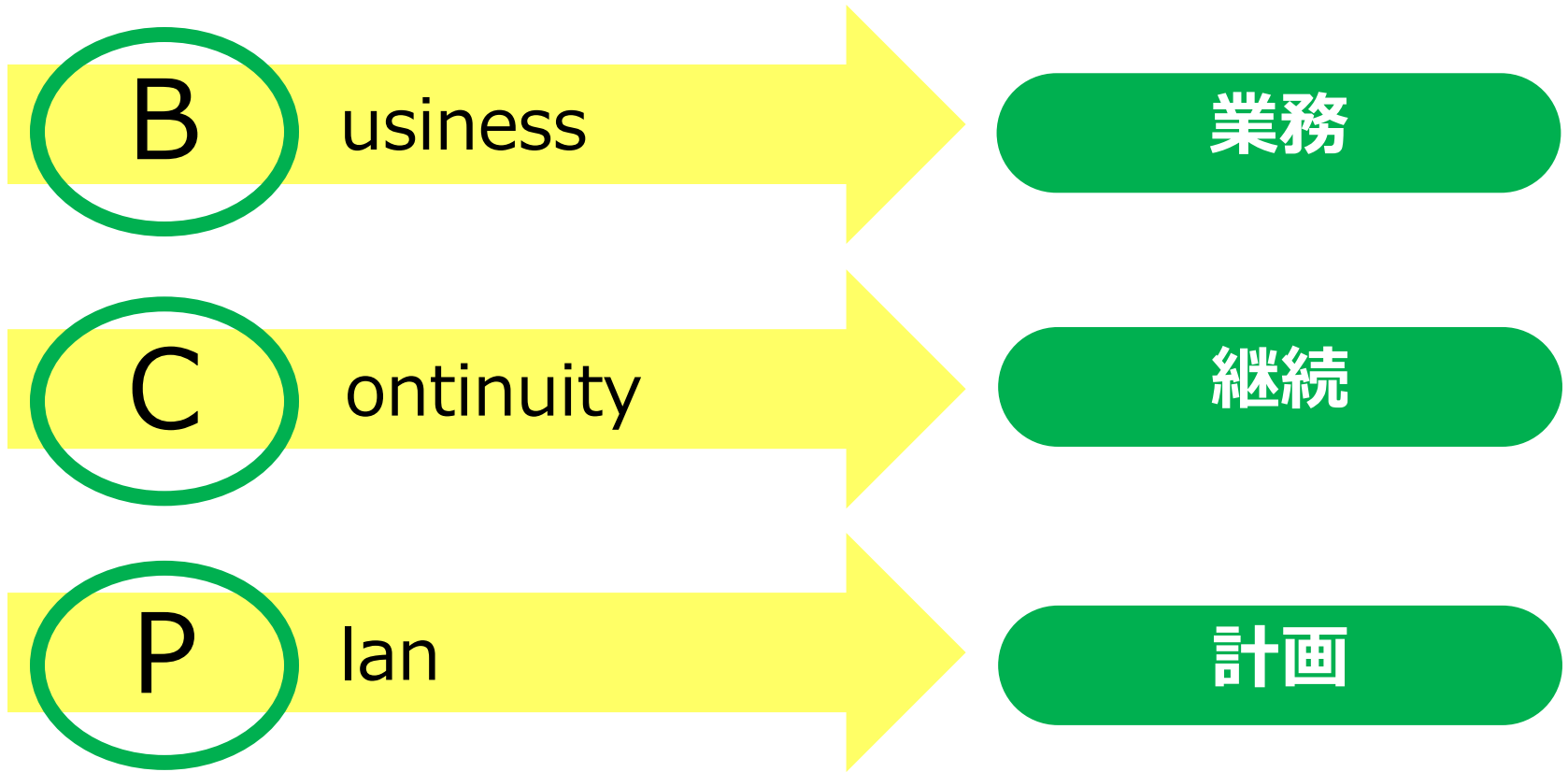
1. 介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、
「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年12月）の内容を
基に要点を整理したものです。



1

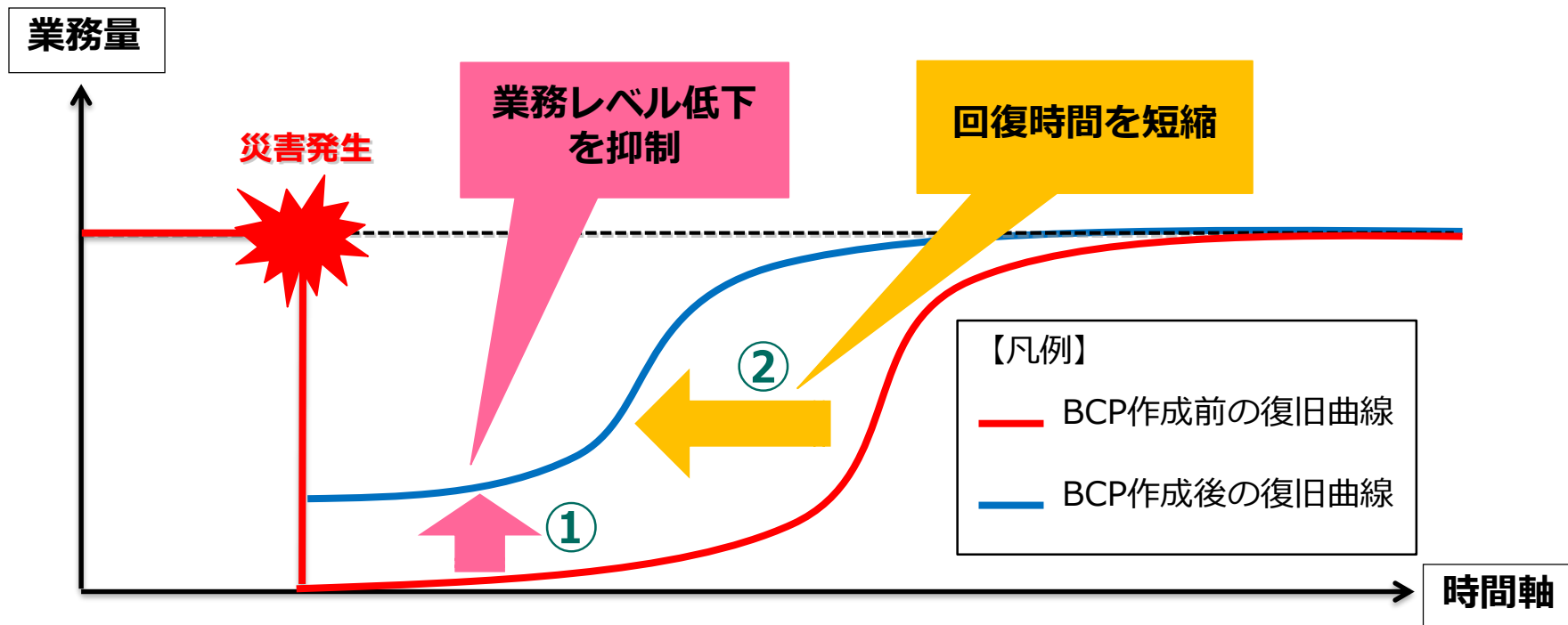
介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定



1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

＜地震等の「突発型災害」を対象としたBCP導入のメリット＞（イメージ）



BCPを導入し、
①業務レベル低下を抑制
②回復時間を短縮
することで悪影響を最小限に食い止め
業務を継続

BCPは災害や事故など「組織全体の操業度が著しく低下し、復旧まで時間がかかる局面」において「重要な業務」が中断しないように（上記①参照）、または中断してしまった場合に早期に再開できるように（上記②参照）作成された**文書類（計画書、手順書、リスト等）**と定義されます。

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

BCP策定取組に求められる3つの項目

1. 作成

災害と感染症

2. 研修

年2回以上・入職時

※在宅系は年1回以上

3. 訓練

年2回以上

※在宅系は年1回以上



介護報酬改定

令和3年度介護報酬改定において、全てのサービス等事業者にBCPの作成および研修・訓練の実施が義務化されました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、それまでにBCPを作成し、研修や訓練を行なっていくことが必要となります。令和6年4月1日より、この3つの取組みが義務化となります。

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

1. 作成

BCP作成の目的

自然災害や感染症が発生した際にも、適切な対応を行い、

①利用者へのサービス提供を継続的に実施するため、

②非常時の体制で早期の業務再開を図るため、

必要なサービスを継続的に提供できる**体制を構築**しておくこと

BCPの種類

自然災害

感染症

BCPに必要とされる項目の例示

自然災害

1. 平時の対応

- ・建物・設備の安全対策
- ・電気、水道等のライフラインが停止した場合の対応
- ・必要品の備蓄 等

2. 緊急時の対応

- ・BCPの発動基準
- ・対応体制 等

3. 他施設および地域との連携

感染症

1. 平時からの備え

- ・体制構築・整備
- ・感染症防止に向けた取組の実施
- ・備蓄品の確保 等

2. 初動対応

3. 感染拡大防止策の確立

- ・保健所との連携
- ・濃厚接触者への対応
- ・関係者との情報共有 等

- ・想定される災害は地域によって異なるため、項目は実態に応じて設定すること。
- ・災害と感染症のBCPを一体的に策定することを妨げない。

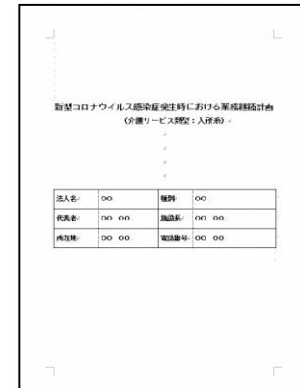
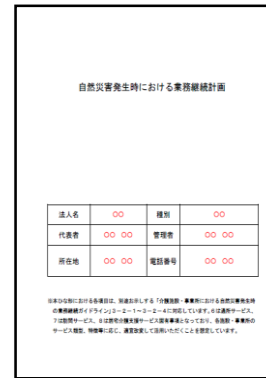
1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

活用できるツール

BCPには**基本の型**があります。

厚生労働省HPで公開されているガイドライン、ひな形などを有効活用しましょう。



(厚生労働省掲載HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

2. 研修

BCP研修の目的

◆.....◆
自然災害および感染症に係るBCPの具体的な内容を**職員間に共有**すること

- ① 平常時の対応 ⇒ 対応の必要性の理解の励行
- ② 緊急時の対応 ⇒ 対応に係る理解の励行

実施回数

◆.....◆
年2回以上

職員の入職時研修

※在宅系は年1回以上

実施の記録

◆.....◆
記録を残すことも必須

3. 訓練（シミュレーション）

訓練の目的

◆.....◆
自然災害および感染症が発生した場合において、**迅速に行動**できるように

① 施設内の役割分担の確認

② 実践するケアの演習 など

をおこなうこと

実施回数

◆.....◆
年2回以上

※在宅系は年1回以上

実施手法

◆.....◆
机上訓練

実地で実施

机上 + 実地の組み合わせ

※実施手法は問わない。

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

介護サービス事業者に求められる役割

利用者の安全確保

サービスの継続

職員の安全確保

地域への貢献

BCPの位置づけ

自然災害や感染症が発生した場合などの非常事態においても、**業務を中断しない様に準備し、重要業務を継続するため、**
あらかじめ検討した方策を計画書として**明文化**したものの。

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定



書いてみましょう

◆ 個人ワーク 災害対策に関する基本方針を決定する

災害時において老健施設が果たすべき役割を鑑みて検討する。そのために、単に文書を作ることが目的にならないよう災害対策やBCP作成の**目的を明確**にする。

施設・事業所としての**社是**や**法人の経営理念**などと連動して目的を設定するとよいでしょう。

基本方針
社是・経営理念

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

老健施設における目的_記載例

1. 利用者の生命を守る事、そして利用者の支援を行う事
2. 職員の生命を守る事
3. 地域の要援助者の受入れに対応していく事

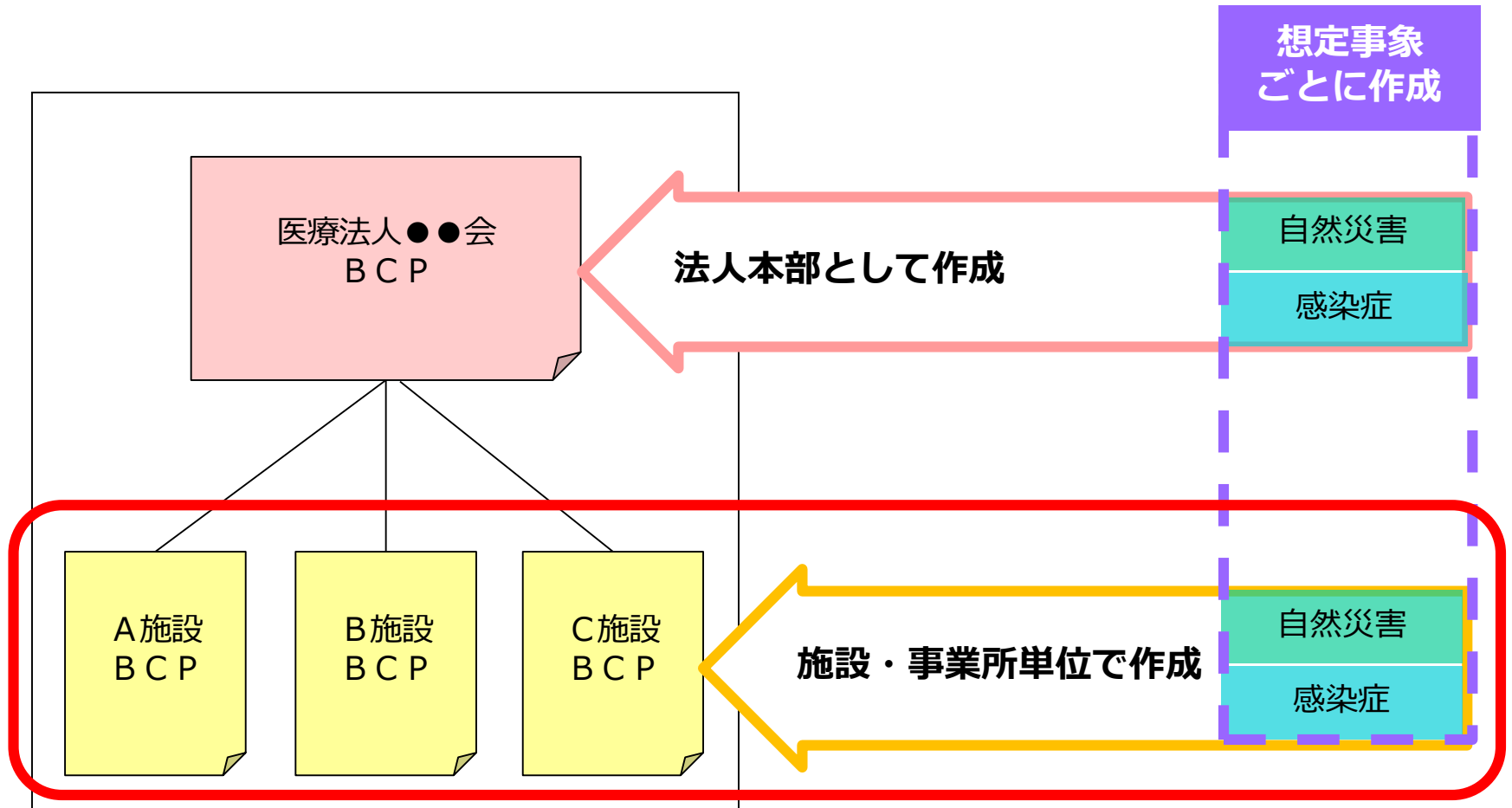
- ※ 1.2.は初動対応時のBCPの目標、かつ、施設に求められる機能
3.は地域から期待されている施設の機能
- ※ 一般的には、3日間を乗り切ることが出来れば、外部からの何らかの支援を受ける事が出来ると想定されます。『3日間の初動対応が重要』

- ある老健施設のBCPより許可を得て、転記しています。

1

介護サービス事業者における業務継続計画（BCP）と報酬改定

BCP作成の単位



2. 老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

* 本資料は厚生労働省老健局から公表された、
「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」（令和3年12月）の内容を
基に要点を整理したものです。



2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

BCP作成についてのポイント

サービスの継続（中断させない）

① 情報集約・共有と役割分担、判断ができる体制の構築

② 事前の対策と発生時の対策に分け、同時に対策を準備

③ 業務の優先順位の整理

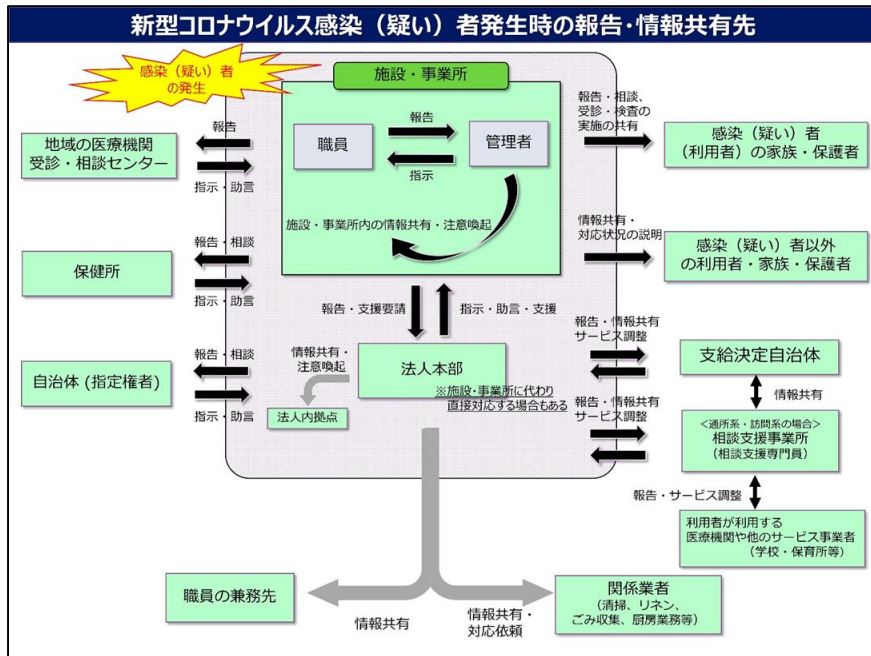
④ 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

① 情報集約・共有と役割分担、判断ができる体制の構築

- 平時と緊急時の情報収集・共有体制や情報伝達フロー等の構築がポイント【体制整備】



感染症対応_様式1_推進体制の構成メンバー

事業所の状況に合わせて、「感染対策委員会」等の体制を参考に、推進体制を構築する。

担当者名 /部署名	法人本部における職務（権限・役割）
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 法人本部組織の統括 緊急対応に関する意思決定
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長のサポート 本部の運営実務の統括 関係各部署への指示
事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none"> 事務局長のサポート 関係各部署との窓口

2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

① 情報集約・共有と役割分担、判断ができる体制の構築

- 全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の**担当者**を決めておくこと、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要

<例>

主な役割	部署・役職	氏名
責任者	施設長	● ● ● ●
取りまとめ役（リーダー）	総務部長	● ● ● ●
支援担当（シフト関係）	支援課主任	● ● ● ●
支援担当（ケア方法等）	支援課主任	● ● ● ● ●
設備インフラ担当	設備課長	● ● ●
給食担当	管理栄養士	● ● ● ● ●
...

2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

② 事前の対策と発生時の対策に分け、同時に対策を準備

1. 事前準備

自然災害発生**前**
or
施設・事業所で感染者発生**前**

今、何をしておくべきか



2. 発生後の対応

自然災害発生**後**
or
施設・事業所で感染疑い者発生**後**

どう行動したらよいか

- | 自然災害 |
|------------------|
| • 建物・設備の安全対策 |
| • インフラが止まった場合の対策 |
| • 必要品の備蓄 等 |
| 感染症 |
| • 情報の共有・連携 |
| • 感染防止に向けた取組の実施 |
| • 備蓄品の確保 等 |

- | 自然災害 |
|-----------------|
| • B C P 発動基準 |
| • 安否確認、安全確保 |
| • 職員の参集基準 |
| 感染症 |
| • 保健所など関係機関への連絡 |
| • 感染疑い者への対応 |
| • 消毒・清掃等の実施 等 |

2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

③ 業務の優先順位の整理

□ 業務を4つに分類し、整理しておく

重要業務 = 特に人的資源が限られる中、職員不足時でも優先すべき業務

分類	定義
A：継続業務	優先的に継続する業務
B：追加業務	通常時には発生しない、避難誘導や感染者対応等の追加業務
C：削減業務	頻度・規模を減らすことが可能な業務 出勤人員、物理的環境等を踏まえ、方法を変更/縮小する業務（日中活動、入浴など）
D：休止業務	多人数が1カ所に集合する等、感染予防の観点から休止することが望まれる業務（研修会、行事など）

重要業務

③ 業務の優先順位の整理

<重要業務の例>

具体的な業務内容

継続業務

- ・ 医療的ケア
- ・ 服薬管理
- ・ 食事介助
- ・ 排泄介助

追加業務

- (自然災害発生時)
- ・ 安全確保・避難
 - ・ 利用者・家族への連絡・情報提供
- (感染症発生時)
- ・ 施設・事業所内の消毒、清掃
 - ・ 施設・事業所内のついたて等の設置、レイアウトの変更
 - ・ 感染疑い者、濃厚接触者等への対応、サービスの調整

- 交通インフラの麻痺や職員が感染者となること等により職員が不足することが想定される
- 職員確保体制の検討や職員の出勤状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておく

2

老健施設における業務継続計画（BCP）作成のポイント

④ 計画を実行できるように普段からの周知・研修、訓練

- 危機発生時において迅速に行動が出来るよう周知する
 - 平時から研修、訓練（シュミレーション）を実施【年2回以上】
 - 最新の知見等を踏まえ、定期的に見直す
- そのためにも、BCPに「更新履歴」の項目をつくっておくとよい

<更新履歴の作成例>

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
〇年〇月〇日	●●作成・追加	

おわりに

1. **作成**まずは書いてみましょう！

大事なことは、初めから立派なBCPを作ろうとしないこと

2. **研修**で、職員への周知・ベクトル合わせを実践すること！

大事なことは、BCPを作りっ放しにしないこと

3. **訓練（シミュレーション）**を定期的 to 実施すること！

大事なことは、課題の洗い出しと見直しを継続していくこと

利用者や職員を守るのは皆さんです！！

できることから始めましょう！！

BCP義務化は令和6年4月からです。

あわてず！急いで！正確に！準備しましょう！

研修動画のご案内

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードは[こちら](#)

研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系	6：共通事項（概要編） 7：共通事項 8：通所サービス固有事項 9：訪問サービス固有事項 10：居宅介護支援サービス固有事項

※項目をクリックするとページ内の動画に移動します。

<介護サービス類型毎の対象項目>

- ・入所系サービス：1, 2, 3, (6), 7
- ・通所系サービス：1, 2, 4, (6), 7, 8

ご自身の施設の介護サービス類型に合った項目を確認いただき、ご視聴ください。

政策について

分野別の政策一覧

- 健康・医療
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
 - 障害者福祉
 - 生活保護・福祉一般
 - 介護・高齢者福祉
 - 雇用・労働
 - 年金
 - 他分野の取り組み

※本資料二次利用、転記・転写、SNSへの投稿厳禁

MS&AD

MS&ADインシュアランスグループ

MS&ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第四部
医療福祉マーケットグループ

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス
Tel : 03-5296-8976 / Fax : 03-5296-8941